

橋の取付部等で追加買収が発生

事例の概要

河川の改修幅で用地買収をした後に橋梁設計が行われ、既存の橋より橋面が上がることとなりました。このため、橋梁の取付部や取付道路で追加の用地買収が必要になってしまいました。

原因

橋梁の詳細設計や取付部等の設計が行われていなく、必要となる土地の区域も確定できない段階で用地買収を行ったことに原因があります。

用地買収は、河川の改修幅で、橋梁詳細設計の前年度に行われました。また、橋梁の詳細設計を行った際、取付部等の詳細な設計について十分に検討されていませんでした。

発注・契約後に地元説明を行ったところ、地元区長から橋面が上がった場合の影響について問合せがあり、初めて追加買収が必要となることに気が付きました。

対応策と教訓

- ①関係地権者に追加買収をお願いし、すんなりとはいきませんでした。最終的には買収に応じていただきました。
- ②必要となる詳細設計を先に進め、しっかりした計画を基に事業を行いましょう。
- ③事業執行上から用地買収を行う必要があるときは、事業区域が確定した土地の買収を先に進め、事業区域が未確定の土地は確定するまで待ちましよう。

